

實に遵奉して居ります。聲明書に曰く「創業約三十年嘗て待遇問題ヲ以て彼我ノ間ニ紛議ヲ醸シタルコトナキハ同業者中稀ニ見ルノ異例」なるも尤もなのであります。それは決して「會社ヲ信頼シテ安住」してゐるのではなく、猛烈なる壓迫ニ威嚇の前に無力なる労働者を束縛してゐた爲に、其の胸に漲る不平を爆發させる機會を與へられなかつたに止まつてゐたのであります。それは會社の暴戾に堪え兼ねて職を退きし者の夥だしき數字を示してゐるのを見ても明らかであります。

尙、此の間の消息を詳に叙べるならば、入社にあつて各人より、労働組合に加入しない誓約書の提出を強要したり、國法で許されてゐる集會結社の自由を極端に抑壓し會社幹部の許可なくしては、社交的な集會すらなさしめなかつたのが好個の例證であります。

殊に從業員の待遇一人當り平均月所得八十圓餘に達する如く宣傳してゐるのは、實に虚構も甚だしく、以ての外の行爲と云はねばなりません。女子出改札員の最低月収は二十圓にも足らざるものあり、比較的高給者三稱せられる車掌運轉手の十餘年勤續の最古參者にして尙七十圓に満たざるが如き現狀であります。

實に從業員の平均月収は四十圓近所を彷徨してゐるのであります。然るに會社當局は「極メテ優位ニ在リト斷言」するに於ては、其の鐵面皮には驚かざるを得ません。更に被服貸與に至つては、甚だしき詐僞的行爲を敢行して居ります。地質等を若干改善した事は吾人の非常に満足する處であります。從來一年一着であつたものを改善したと云ふ理由の下に、二年一着に貸與期間を延長したのであります。

外套の從來二年一着を三年一着に延長した等彼等は被服改善によつて却つて多大なる利益を揚げてゐるのであります。かかる欺瞞政策を執りつゝ尙「郊外電鐵第一位」なき豪語して憚らないに於ては寧ろ呆然たるの外ありません。第八項——勤務時間なる項へ解剖のメスを深めて行きます。

會社は「宿直勤務ニ改良シ」ミ公言して居ります。咄！何ぞ改良ぞや！吾人は宿直勤務に改更したるに敢て不満を唱ふるものではありませんが、其の手段の姑息にして且極端なる不當擲取には奮然抗議しなければなりません。

從來出改札員は平均十時間勤務であつたのも十三時間餘に延長し、それをば臨時昇給十錢にて巧に欺瞞しおぼせたのであります。出改札員の如き不規則なる勤務状態に對して實に十三時間

で黄金の波に没つてゐる證據なのであります。それをしも「本社亦其ノ打撃ヲ蒙ルコト甚ダシク」と云ひ得るならば、三千世界の各種會社は悉く破産してしまはなければならぬ道理であります。

又「從業員待遇改善ニ約五萬圓ノ巨費ヲ計上セリ」と噉言して居りますが其の中に出改札掛の臨時増給を加へてゐるのは餘りに不思議ではありませんか。

前述の様に制度改正に依つて勤務時間延長の代償として行つた臨時増給が何んで待遇改善云々へませう？寧ろ甚だしい待遇改善云々はねばなりません。

それにしても五萬圓とは恐ろしく吹たいものです。退職手當の改正や賞與支給率の些々たる改正や家族乗車券の支給等に、其の様に巨額な經費を要するものでせうか？そんな誤同化し宣傳をする事に依つて彼等の嘘の皮が片ツ端から痠快にもバレて行くのです。

茲に尙聞き捨てならない重大事はかゝる嘘僞の宣傳を爲す所以を彼等は辯明して「近來動モスルバ名ヲ勞資問題ノ好評ニ借リ公器ヲ擁シテ民衆ノ福利ヲ脅シ」ミ書いて居ります。

恰も吾人が新聞記者を買収し、徒に新聞を利用して社會民衆の利益を没害するが如き逆宣傳を爲すは以ての外であります。貧乏な労働者の群が新聞記者を買収する金が何處から出てせうか？又、買収される様な輕薄極まる新聞記者が今の社會に存在してゐるでせうか？吾人は信する事が出来ません。

誠に「妄リニ無稽ナ宣傳ヲ弄シテ平利ヲ破ラントスル」京濱電鐵の態度は、吾人甚だ「遺憾ニ堪へ」ない處であります。

「敢テ立場ヲ闡明シ」たる會社の態度に對して「公平ナル批判ヲ」爲したならば會社の過去に犯したる、又、現在犯しつゝある累々たる罪惡は悉く社會公衆の前に赤裸々に曝露され、京濱電鐵は社會的に永久的に葬らねばなりません！

「盗人たけだけしい」諺に洩れず責任を從業員に轉嫁して、自己の非を隠蔽すべく虚構極まる聲明書を亂發した會社當局の亂行に對して敢て其の裏面を親愛なる沿線住民諸君の前に曝し悲痛なる活苦の底から生れ出た嘆願書の全部を拒絶された吾人の立場を闡明し、深き御理解と盡きぬ御同情を得んとするものであります。

昭和二年二月十九日

京濱電鐵從業員一同